

地域計画書【取組個票】

個票番号	3
取組の名称	耕畜連携の拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、耕種農家における堆肥の散布に要する費用の支援並びに畜産農家への稲わら及び麦わら（以下「稲わら等」という。）の利用に要する費用の支援を通じて、構築連携の推進を図る。
取組内容	<p>【堆肥散布】</p> <p>①堆肥散布を行う事業者（以下「堆肥散布事業者」という。）が、同一の地域内において複数の農業者を相手方に堆肥の散布契約を締結するか、</p> <p>②地域の農業者の組織する団体が、堆肥散布事業者と堆肥の散布契約を締結した場合、</p> <p>当該契約に要する費用の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく特殊肥料のうち、国内で発生したわら、もみガラ、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの。 ・対象とする契約は、令和6年1月末日までに契約を締結した又は契約することが確実なものであって、同年3月末日までに堆肥の散布を行うものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。 <p>【稲わら等供給】</p> <p>上記の堆肥散布を行う耕種農家が生産した稲わら等を畜産農家に供給する事業者が、稲わら等の供給契約を畜産農家との間で締結した場合、当該契約に要する費用の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする契約は、令和6年1月末日までに契約を締結した又は契約することが確実なものであって、同年3月末日までに稲わら等の供給を行うものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	堆肥散布：①堆肥散布事業者、②地域の農業者の組織する団体 稲わら等供給：稲わら等の供給を行う事業者
交付単価	堆肥散布：4,000円/t 稲わら等供給：2,000円/t

<p>交付単価の設定根拠</p>	<p>【堆肥散布】 堆肥の運送費、散布費の 1/2 に相当する額として設定。 このうち、堆肥の運送費は、ALIC の「畜ふん堆肥の広域利用促進ガイドブック」に記載された輸送費から 4,830 円/t と算出。 また、堆肥の散布費は、地方自治体における農作業標準労賃からマニユアスプレッダーを用いた 10a 当たりの散布料金を 3,561 円と算出し、10a 当たり 1t の散布を行うものとして 3,561 円/t と設定。 これらの合計 8,391 円/t の 1/2 以内である 4,000 円/t と設定。</p> <p>【稲わら等供給】 稲わら等の輸送に係る経費の 1/2 に相当する額として設定。 具体的には、飼料自給率向上総合緊急対策のうち国産飼料の生産・利用拡大事業（国産粗飼料流通体制定着化）で設定されている単価（輸送経費の 1/2 として 50～100km 未満の輸送距離では 2,000 円/t）と同額を設定。</p>
<p>取組実績の確認方法</p>	<p>【堆肥散布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の散布を契約した又は契約することが確実なこと、地域内の耕種農家ごとの堆肥の散布量、契約日、散布日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・（①の場合）堆肥の散布料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類 等 <p>【稲わら等供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲わら等の供給を受けた畜産農家が、地域内の耕種農家に堆肥の原料を供給した畜産農家であることが分かる書類（契約書類等） ・稲わら等の供給を契約した又は契約することが確実なこと、畜産農家ごとの稲わら等の供給量、契約日、供給日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・稲わら等の供給料金及び畜産農家の負担額の適正性を確認できる書類 等

「耕畜連携の拡大」における交付の条件

個票番号3の「耕畜連携の拡大」において、堆肥散布について堆肥散布事業者を、稲わら等供給について稲わら等の供給を行う事業者を交付対象者とする場合、それぞれ次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

【堆肥散布について堆肥散布事業者を交付対象者とする場合】

1 堆肥散布に係る料金

堆肥散布に係る料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 堆肥散布事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている他の堆肥散布に係る料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、地域内で他に堆肥散布のサービスが提供されていない場合は、近隣地域の料金と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

堆肥散布に対する対価を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす堆肥散布に係る料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

【稲わら等供給について稲わら等の供給を行う事業者を交付対象者とする場合】

1 稲わら等の供給に係る料金

稲わら等の供給に係る料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 稲わら等の供給を行う事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている他の稲わら等の供給に係る料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、地域内で他に稲わら等の供給サービスが提供されていない場合は、近隣地域の料金と比較するものとする。

2 畜産農家が負担する金額

稲わら等の供給に対する対価を支払う際に畜産農家が負担する金額が、1の条件を満たす稲わら等の供給に係る料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。